

千葉県公告第247号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和2年4月13日

千葉市長 熊谷俊人

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ペリエ千葉

所在地 千葉市中央区新千葉一丁目1番1号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 東日本旅客鉄道株式会社

代表者の氏名 代表取締役 深澤 祐二

住所 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

名称 株式会社千葉ステーションビル

代表者の氏名 代表取締役 弾間 俊則

住所 千葉市中央区新千葉一丁目6番地1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

(変更前) 未定

(変更後) 別紙小売業者一覧(変更後)のとおりに

4 変更の年月日

平成29年9月7日

5 変更の理由

小売業者が決定したため。

6 届出の年月日

令和2年3月18日

7 縦覧場所

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市経済農政局経済部産業支援課

8 縦覧期間及び時間

(1) 縦覧期間

令和2年4月13日から令和2年8月13日まで(土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(2) 時間

午前9時から午後5時15分まで